

## 山梨県地場産品情報発信業務仕様書

### 1 業務目的

SNS広告やインターネットメディア（以下、「SNS広告等」）を活用し、本県の特徴的な地場産品にかかる購買意欲を喚起し、販売につながるサイトへの送客を増加させることで、本県地場産品の販売・消費の促進を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和3年3月31日とする。

### 3 業務内容

#### (1) 全体的事項

全国の人々が日常的に接するSNS（Facebook、Instagramを想定）やインターネットメディアにおいて、本県地場産品のPRに有効なターゲットに対し、効率的な広告を配信し、関係する組合等が運営する販売につながるWebサイトへの送客を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界中に及ぶ中、多くの製品が同様の手法においてPRを行っていることから、本県地場産品の特徴を踏まえ、競合する製品と差別化できる広告内容とすること。

#### (2) ランディングページ・SNS広告等の作成

次の①から⑤の項目について、ランディングページ・SNS広告等を作成する。

①ワイン

②日本酒

③ジュエリー

④郡内織物

⑤伝統工芸品（主に、はんこ・雨畑硯・和紙を想定。）

ランディングページ内の各地場産品にかかる記載については、SNS広告等運用の実績や季節等に応じて修正を行う。（各項目につき2～3回程度を想定。）

項目ごとに、それぞれ数種類ずつの広告パターン（動画広告を含む。）を作成する。1項目につき、2、3パターンを作成するものとし、地場産品のイベント等に合わせたSNS広告等の露出に対応すること。広告のタイミングは、県との協議により決定する。

各項目で紹介する地場産品について、一体感をもって、本県の県産品であることが分かるように工夫すること。

SNS広告等作成のための素材は、県が著作権を持っている写真を提供するほか、県が紹介する各地場産品の組合等を通じて取得すること。受託事業者が用意する素

材を使うことも可能。

ランディングページ・SNS広告等の作成にあたっては、県及び当該地場産品にかかる組合等と事前調整・確認を行うものとする。なお、特定の事業者の広告にならないよう留意すること。

### (3) SNS広告等の運用

SNS広告等の運用にあたっては、16万PV（プレビュー）以上を保証した上で、目標KPIを定めること。また、目標達成後も契約額の上限まで事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。なお、SNS広告等の運用に要する経費は実績に基づき支払うものとする。

SNS広告等の運用にあたっては、常に効果検証と必要な改善を行い、最大限の効果をを得ること。

山梨県及び誘導先のホームページに関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないよう広告の運用を行うこと。

### (4) その他、本業務の目的達成のために有効な業務

本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

### (5) 県への報告

適宜、業務の実施状況を県に報告すること。

事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。実績報告書には、広告運用により分析された傾向・課題等についても記載すること。

## 4 対象地域

日本国内とする。

## 5 委託業務の一般的事項

- ・ 委託業務において作成された成果品に関する全ての権利は、県に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- ・ 委託業務を実施する上で知り得た個人情報や企業情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすこと等のないよう、情報の取り扱いには万全の注意を払わなければならない。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「山梨県地場産品情報発信業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行にあたっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。

- 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む。）等については山梨県に帰属する。
- 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得なければならない。
- 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度の4月1日から5年間保存しておくこと。
- 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等情報共有を密にしなければならない。

## 6 成果物

### (1) 提出物

- ①実績報告書（A4版）紙媒体1部及び電子媒体（DVD-ROM）1枚
- ②ランディングページ等制作物を納めたDVD-ROM 1枚

### (2) 提出期限

令和3年3月31日

## 7 その他

本仕様書に明示なき事項及び委託業務を実施するにあたり疑義が生じた事項は、山梨県と受託事業者で協議の上で決定するものとする。